

大同生命、関連会社の役職員の皆さまへ

大同生命ならではの
割安な保険料

3つのあんしん

大同生命保険の福利厚生制度ご案内

団体割引
20%

団体傷害 総合保険

多くの補償で
あなたのちからに!

P2~

ケガ



個人賠償



自転車事故の
賠償金額が
高額化

示談交渉
サービス
ついています!

※国内のみ

弁護のちから

弁護士費用総合補償特約セット
傷害総合保険

P6~

日常トラブル(弁護士費用)



一律
490円で
しっかり
サポート

1年更新型 親子のちから

親介護費用補償特約セット
団体総合保険

P8~

親の介護



要介護者の
介護が必要な
原因1位は
認知症

大同生命保険の福利厚生制度はここがおトク!

特長
1

従業員ご本人さま
だけでなく、
ご家族も加入できます。

特長
2

一般で加入するより、
団体割引で保険料が
20%お得です。

特長
3

ご加入には
健康診断書の提出や
医師の診査は不要です。*

※親介護の補償を希望される場合のみ、親の健康状態に関する告知が必要です。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

募集期間 2019年11/22(金)~12/20(金) 申込締切日 2019年12/20(金)

※中途加入は毎月受付しています。

保険期間 2020年1/1(水)より一年間 給与控除 2020年3月(12回払)



団体傷害総合保険



万一の時は、いろいろなカタチで突然やってきます。
団体傷害総合保険は、家庭、職場、旅行中など
日常生活におけるさまざまなケガ(傷害)を補償します。

「個人賠償責任補償」は
全てのコースで
保険金額**3億円以上!**

「示談交渉サービス」
付き!(国内のみ)

ここに注目!!

自転車保険は
「自転車事故だけ」が補償対象
団体傷害総合保険は
「あらゆる事故」を補償!

※個別に自転車保険に入る必要はありません。

たとえば

同居のお父様が転倒! 後遺障害を負ってしまう...

つまずいて転倒し背骨を骨折、
後遺障害で歩行が困難になった。

① ケガの補償

基本補償



▶P3①

たとえば

子供が自転車事故を 起こしてしまう...

子供が自転車で高齢者に追突。
相手は頭蓋骨骨折で意識不明。

② 個人賠償責任補償

基本補償



▶P4②

topic

自転車事故の賠償金額が
高額化しています。

自転車で女性にぶつかり意識不明とさせる事故を起こした少年の母親に賠償を命命。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

賠償額 **9,521**万円

たとえば

夜道を歩いていて
ひったくり
合ってしまう...



③ 携行品損害補償

オプション

▶P4③

たとえば

大地震が発生!
ガレキでケガを
してしまう...



④ 天災危険補償

オプション

▶P4④

大同生命保険の団体傷害総合保険の補償内容

① ケガの補償

基本補償

被保険者の
範囲

被保険者本人



または ご家族の皆さま



日常生活におけるケガ(傷害)を、24時間補償します。

国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ※1をされた場合等に、保険金をお支払いします。

独自 入通院保険金の7日間2倍支払特約をセット

医療費負担の大きい初期の補償を充実しています。

初期7日
倍額支払い

入院

入院1日目から補償※2

通院

通院1日目から補償※2



～お支払いの対象となる保険金～

通院保険金支払限度日数は90日

一般契約の傷害保険の通院保険金支払限度日数は30日です

死亡・後遺障害

事故の発生の日からその日を含めて180日以内



手術

1事故につき1回の手術を補償



被害事故補償

犯罪、ひき逃げ等による死亡・後遺障害



(注)入院日数は180日限度、通院回数は90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)となります。

※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

※2) 保険金のお支払対象となった期間の最初の7日間を限度に、保険金の2倍の額をお支払いします。(入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約)

大同生命保険の団体傷害総合保険の支払事例

高額支払い事例①

床下配管に流したゴミが詰まり上手く排水されず漏水、階下の家財に損失を与えた。



支払額 1,313万円

高額支払い事例②

10cmの段差につまずき転倒、左足をギブス固定で車いすが必要になるケガを負う。出先から飛行機で帰宅した。



支払額 162万円

高額支払い事例③

背後から自動車に接触されケガを負った。



支払額 70万円

実際にこんなにお役に立っています



大同生命保険のお支払い事例

年度	お支払い実績	事故件数
2017	18,354,661円	106
2018	18,239,772円	291

※上記は例であり、実際にお支払いする保険金は契約内容や事故状況により異なります。

② 個人賠償責任補償

基本補償

被保険者の
範囲

ご家族の皆さま^(※)



日常で起きた第三者への賠償に備える補償です。

「安心・安全」な日常生活をおくるためには、

賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
(日本国内で発生した事故のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額はありません。

～個人賠償責任補償の特長～

高額補償にも
対応

自転車事故
など



ご家族全員を
補償

お子さまの
事故など



※「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

全てのコースで**保険金額3億円以上!**

自転車事故などで万が一加害事故を起こしてしまっても、
個人賠償責任補償は最大3億円を補償。



「示談交渉サービス」(国内のみ)付き!

お客さまに代わって、相手側と解決に向けて交渉いたします。

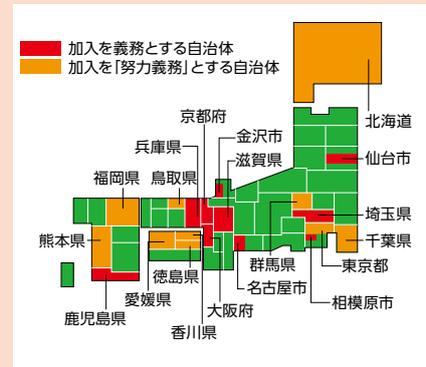
ここに
注目!!

自転車保険に入らなくても

団体傷害総合保険で
「あらゆる事故」を補償!

加入義務化が
全国で進んでいます!

2019年10月1日より、神奈川県と静岡県で、
2020年4月には東京都で
「自転車保険加入義務化の条例」が施行予定です。



※詳細は各自治体のホームページをご確認ください。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.12「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

オプション 補償をさらに手厚くカバー

③ 携行品損害補償

月々160円～

被保険者の
範囲

被保険者本人



または ご家族の皆さま



住宅外に持ち出した、身の回り品を補償します。

偶発な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。自己負担額は1事故につき3,000円です。

国内・国外補償



ご注意

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については、合計5万円が損害額の限度となります。
- 他人から借りたり、預かったりした物の損害は対象となりません。
- メガネ、スマートフォン等は対象となりません。

④ 天災危険補償

月々90円～

被保険者の
範囲

被保険者本人



または ご家族の皆さま



地震・噴火・津波を原因としたケガ(傷害)も補償します。

国内・国外補償

地震、噴火またはこれらによる津波およびこれらに起因して主じた事故によりケガをされた場合に、死亡・後遺症傷害保険金、入院保険金日額、手術保険金、通院保険金日額のうち、所定の保険金をお支払いします。



保険料表

(保険期間1年、職種級別 A級、団体割引20%、入院保険金支払限度日数変更特約セット)

プラン名	500万円プラン	1,000万円プラン	1,500万円プラン	2,000万円プラン
死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
入院保険金(日額)	2,000円	3,000円	5,000円	7,500円
通院保険金(日額)	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍			
被害事故補償	2,000万円			
個人賠償責任(自己負担なし)	3億円(被保険者全員が対象)			
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	あり			

保険料(月払)

個人型	ご加入プラン名	A	B	C	D
	①本人	1,090円	1,980円	2,940円	4,240円
	オプション①携行品損害補償30万円	別途160円	別途160円	別途160円	別途160円
	オプション②天災危険補償特約	別途90円	別途180円	別途270円	別途380円

【個人型】加入した方のみが保険の対象となります。

夫婦型	ご加入プラン名	G	H	I	J
	①本人 ②配偶者	1,910円	3,530円	5,280円	7,680円
	オプション①携行品損害補償30万円	別途190円	別途190円	別途190円	別途190円
	オプション②天災危険補償特約	別途180円	別途360円	別途540円	別途760円

【夫婦型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者も保険の対象となります。

家族Ⅰ型 (※1)	ご加入プラン名	M	N	O	P
	①本人 ②配偶者 ③同居の長男 ④同居の次男 ⑤同居の父 ⑥同居の母	2,740円	5,080円	7,600円	11,070円
	オプション①携行品損害補償30万円	別途250円	別途250円	別途250円	別途250円
	オプション②天災危険補償特約	別途270円	別途520円	別途790円	別途1,080円

【家族型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

家族Ⅱ型 (配偶者対象外 ※2)	ご加入プラン名	S	T	U	V
	①本人 ③同居の長男 ④同居の次男 ⑤同居の父 ⑥同居の母	1,920円	3,530円	5,260円	7,630円
	オプション①携行品損害補償30万円	別途220円	別途220円	別途220円	別途220円
	オプション②天災危険補償特約	別途180円	別途340円	別途520円	別途700円

【家族型(配偶者対象外)】本人(加入者)が加入すれば、本人やその他親族(本人の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※1、※2 家族型の同居の親族の保険金額は1/2となります。(死亡・後遺障害・入院保険金・通院保険金・手術保険金)

	個人型	夫婦型	家族Ⅰ型	家族Ⅱ型
本人	○	○	○	○
配偶者	×	○	○	×
別居の長男(未婚)	×	×	○	○
同居の次男	×	×	○	○
同居の三男	×	×	○	○
同居の父	×	×	○	○
同居の母	×	×	○	○

家族Ⅰ型の事例 500万円プラン **5名の場合**



①本人 ②配偶者 ③別居の長男 ④同居の次男 ⑤同居の三男

2,740円 ÷ 5名 = 548円

ひとりあたり 毎月 **548円**

別途自転車保険に入らなくても大丈夫です



弁護のちから



日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい、という声にお応えしました！

もしもあなた自身や大切なお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

▶ 「ある」と答えた方 **15.4%** (約6.5人に1人)

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。

実は、私たちの身の回りではさまざまなトラブルが起きています

歩行中に自転車に衝突された



子どもが学校でいじめを受けている



相続で兄弟ともめている



弁護のちからの補償内容

2つの保険金で気になる費用を
しっかりサポートします。国内補償^(※)

被保険者の範囲:
被保険者ご本人



① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **100万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

×(100% - 自己負担割合 **10%**)

補償内容と保険料

(保険期間1年、職種級別A級)

補償内容(保険金の種類)		保険金額
基本補償	① 弁護士費用補償	法律相談費用(自己負担金1,000円) 通算 10万円 限度
		弁護士委任費用(自己負担割合10%) 通算 100万円 限度
	②ケガの補償	死亡・後遺障害 10万円

団体割引 | 20%

月払保険料

490円



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。



“弁護士費用補償”が対象となる事例

こんな法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者

被保険者
ご本人 お子さま

被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が
遭遇されたトラブルについても対象となります。

被害事故

近所の子供が遊んでいたボールがベランダに入り、ガーデニングがめちゃめちゃに。子供の親は聞く耳を持たず困っていたが、弁護士が間にはいり弁償してもらった。



弁護士費用の例 **器物損壊**

交渉により解決（合意書面作成、修理代相当額の支払を受ける）

解決までに要した時間の例：**3か月** 数回話し合いを行い、合意書面を作成し、修理代相当額の送金を受けるまで

費用目安：**30～40万円程度** 着手金15万円～、報酬金15万円～

その他の事例

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。

人格権侵害^{(※2)(※3)}

こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になってしまったが、弁護士が学校との調整に入ったことにより、学校側も本格的な対策を講じてくれるようになった。



弁護士費用の例 **子どものいじめ**

交渉により解決（合意書面作成）

解決までに要した時間の例：**6か月** 学校側の調査を経る可能性もあり、話し合いを数回行い、合意書面を作成するまで

費用目安：**30～40万円程度** 着手金15万円～、報酬金15万円～

その他の事例

- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。

借地・借家

トイレの漏水が原因で水道代が上がったため大家さんに返金を要求したが取り合ってくれず、法律相談を受け改めて折衝、大家と管理会社の過失を認めてもらい半額返金してくれた。



弁護士費用の例 **器物損壊**

法律相談のみで解決（交渉は本人が対応）

相談時間：**1時間** 費用目安：**1万円**

その他の事例

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。

トラブルの当事者

被保険者
ご本人

次の法的トラブルについては、調停等に要する
弁護士への各種費用が対象となります。

遺産分割調停

親の遺産の件で実兄が納得できないと主張し、兄弟間が険悪になっていたが、弁護士が間に入り分割協議書を作成、折り合いがついた。



弁護士費用の例 **遺産分割調停**

調停により解決

解決までに要した時間の例：

1年～2年 相談実施→調停申し立て（1か月後）→調停期回数（1か月に1回、関係者数も多くなりがちのため、全員の合意までに相当程度の長期間を要する。）

費用目安：**50万円～**

取得した財産の額による。例えば500万円分の財産について争われ、依頼者が同額を確保できた場合、着手金と報酬金の合計の目安は100万円程度。

その他の事例

- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



遺産分割調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。



- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円-1,000円(自己負担額)= **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円×(100%-10%(自己負担割合))= **45万円**

合計
45万9,000円を
お支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいらなくても安心！
「**弁護士紹介サービス**」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

1年更新型 親子のちから



いまや誰もが働きながら介護を担う可能性があります。
 仕事と介護の両立への不安を軽減するため、
 新しい保険制度がスタートしました。
 「親子のちから」があなたと親御さまをサポートします。

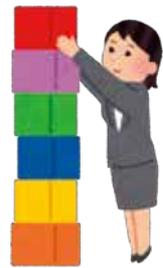
皆さまの状況にあわせて、【スタンダード型】【応用型】2通りのコースをご用意しています。

スタンダード型
 対象者=親御さま

応用型
 対象者=自分自身

	スタンダード型 対象者=親御さま	応用型 対象者=自分自身
① 加入者 保険料を お支払いいただく方	 ご本人	 ご本人
② 被保険者 保険金を受け取る方 (告知書を記載する方)	ご本人 配偶者	ご本人のお子さま (未成年者を除きます。)
③ 対象者 要介護状態になった場合に 保険金支払が開始となる その対象となる方	ご本人のご両親 配偶者のご両親 (要介護対象者がご両親)	ご本人 配偶者 (要介護対象者が自分自身)

親の介護で
お子さまが負担する費用
 を補償します。



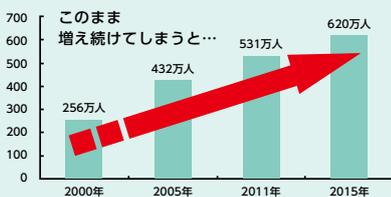
これにより、親の介護に関わるお子さまの負担軽減をサポートします。

- ・「②被保険者」と「③対象者」は、必ず親子の関係である必要があります。
- ・自分自身を「③対象者」に、お子さまを「②被保険者」にしてご契約いただくことも可能です (未成年者を除きます。)
- ・「②被保険者」は、本人、配偶者、お子さま、両親、兄弟および同居の親族から設定することができます。

ご存知ですか? 介護離職・介護期間・介護費用の現状

Check

要介護・要支援認定者数は、



約
620万人

Check

要介護者の介護が必要な
 原因1位は**認知症**

2025年には、65歳以上の高齢者の
 5人に1人が認知症になると見込まれている*

※「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」
 (厚生労働省社会保障審議会資料 平成27年1月)より



Check

介護をするのは
主に子供

家族が要介護状態になった際の介護の
 担い手は主に同居の
 家族、なかでも子(「子」
 と「子の配偶者」の合
 計)が最多です。

厚生労働省「平成25年国民生活基礎
 調査」より



Check

介護が終わる
 までの期間は約**10年**
 総費用は約**1,000万円**

介護者にとって大きな時間的・経済的
 負担となっています。

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成
 27年度)より

Check

認知症の介護は通常の介護より
費用がかかります

介護が必要となる主な原因1位の認知
 症^{※1}の介護費用は、その他の原因の2
 倍以上^{※2}。

(※1) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より

(※2) 在宅介護にかかる総費用・時間の実態(公益社団法人家計
 経済研究所)「平成24～25年度認知症者の生活実態調査結果(厚
 生労働省)」より

▶ 介護の可能性に備える為に **親子のちから** をおすすめします!

親子のちから補償内容

① 親の介護にかかる以下の費用を補償

親介護費用保険金

親御さま(対象者)が所定の要介護状態となった場合に、介護のために対象期間中に利用した、被保険者が負担した次の①から⑥の費用を合算し、保険金額を限度に被保険者(対象者の子)にお支払いします。ただし、⑤および⑥については、それぞれの費用について別途定める保険金額を限度とします。

① 介護サービス利用費用を補償

対象者(親)が公的介護保険の利用限度額を超えて介護サービスを利用した場合や、公的介護保険の自己負担部分を補償します。



② 家事代行サービス利用費用を補償

対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用を補償します。



③ 安否確認サービス利用費用を補償

対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)の安否を確認するためのサービス^(※)費用を補償します。

(※)カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。



④ 配食サービス利用費用を補償

対象者(親)または被保険者(子)が、対象者(親)のために利用した費用^(※)を補償します。

(※)期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。



⑤ 住宅改修費用を補償

対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)居住の住宅を改修した費用を補償します。

(注1)公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。

(注2)住宅改修費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。



⑥ 有料老人ホーム等入居費用を補償

対象者(親)が有料老人ホーム等^(※1)に入居するための費用^(※2)を補償します。

(※1)次のa～cまでのいずれかに該当する費用をいいます。

a.老人福祉法(昭和38年法律133号)に定める有料老人ホーム

b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム

c.高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付 高齢者向け住宅事業に関わる賃貸住宅

(※2)有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料

ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

(注) 有料老人ホーム等入居費用は親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。



諸費用保険金

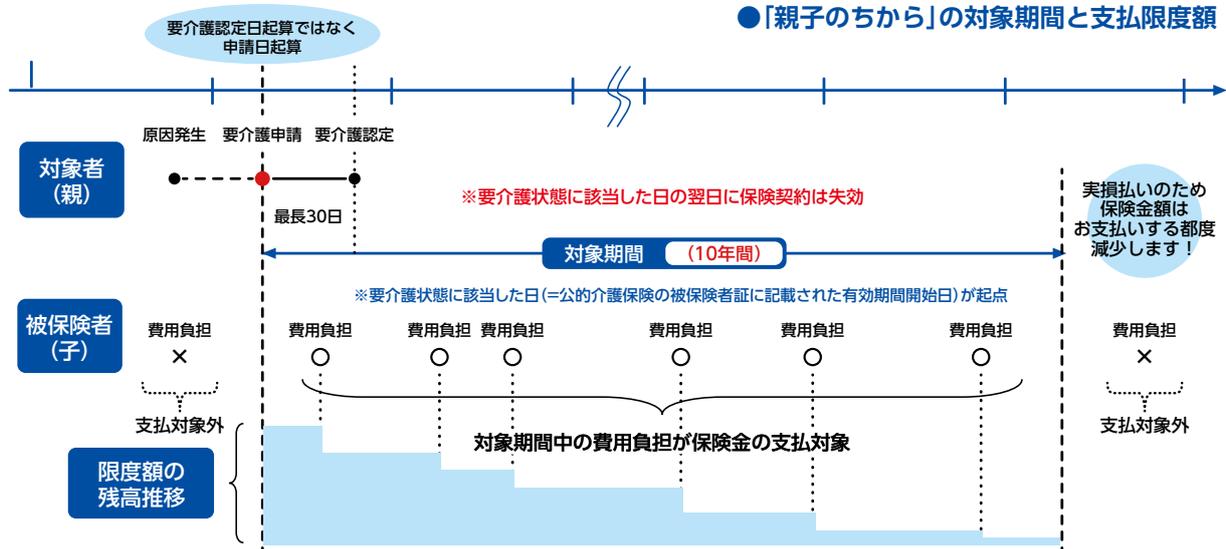
親介護費用保険金が支払われる場合に、その保険金の10%を別にお支払いします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

② 保険金をお支払いする※対象期間は最長10年

- 保険金額は、**対象期間10年の通算限度額**です。
- 月ごとや年ごとの限度額ではないため、介護に関わる費用の変動にも対応します。

※対象期間は対象者(親)が保険金を支払うべき要介護状態に該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険金を支払う対象期間を経過する日までの期間をいいます。



- 「親子のちから」は、親の介護で子が負担する費用を補償します。保険金は子にお支払いしますので、親の介護に関わる子の物理的・経済的負担軽減をサポートします。
- 保険金は実際にかかった費用を補償する「実損払方式」です。保険金額は最大1,000万円まで設定でき、所定の要介護状態になってから10年間介護に関わる実費を補償します。
- また、要介護状態に該当した後は、その後の保険料いただきません。補償が最大10年間継続されます。

③ 家族の負担が重い「認知症」に関わる要介護1から補償の対象

要介護1かつ**認知症自立支援度Ⅱa**以上または**要介護2から5**を補償します。

補償の対象の目安

要介護	1	2	3	4	5
	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	軽度の介護を必要とする状態	中等度の介護を必要とする状態	重度の介護を必要とする状態	最重度の介護を必要とする状態
補償	△※	○	○	○	○



※要介護1の場合は認知症自立支援度Ⅱa以上から対象となります。

「親子のちから」の健康状態に関する告知について

- 加入にあたっては、対象者(被保険者の親)の「健康状態に関する告知書」をご提出いただく必要があります。
- 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
- **被保険者(対象者の子)が告知者として**、対象者(被保険者の親)の公的介護保険の認定・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知をしていただきます。

被保険者(対象者の子)のみ告知いただくことができます。

- 告知書は被保険者ご自身が対象者(親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ・告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ・「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

団体「親介護」費用補償保険の保険料表

●保険期間：1年 ●対象期間：10年 ●団体割引：20% ●払込方法：月払

年齢区分 (対象者(親)の満年齢) (※2)	保険金額(※1)			
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
	300万円	500万円	700万円	1,000万円
40-44歳	390円	410円	430円	450円
45-49歳	430円	480円	510円	560円
50-54歳	520円	620円	700円	800円
55-59歳	710円	930円	1,100円	1,320円
60-64歳	1,110円	1,590円	1,970円	2,450円
65-69歳	2,000円	3,050円	3,870円	4,920円
70-74歳	3,870円	6,110円	7,870円	10,110円
75-79歳	7,560円	12,170円	15,770円	20,370円
80-84歳(継続のみ)	14,150円	22,950円	29,850円	38,650円
85-89歳(継続のみ)	23,800円	38,770円	50,490円	65,470円

- (※1) 対象期間(10年)通算でのお支払限度額となります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。
- (注1) 住宅改修費用としてお支払いする保険金は100万円を限度とします。
- (注2) 有料老人ホーム等入居費用としてお支払いする保険金は300万円を限度とします。
- (注3) 親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。
- (注4) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2019年9月現在)

無効と失効

- ・保険期間の開始日までに要介護状態となってしまった場合は無効(その保険契約のすべての効力が保険期間開始日の前日から生じなかったものとして取り扱うこと)となります。
- ・要介護状態に該当した場合、要介護状態に該当した日の翌日に失効します。以降の保険料はいただきません。

ご注意

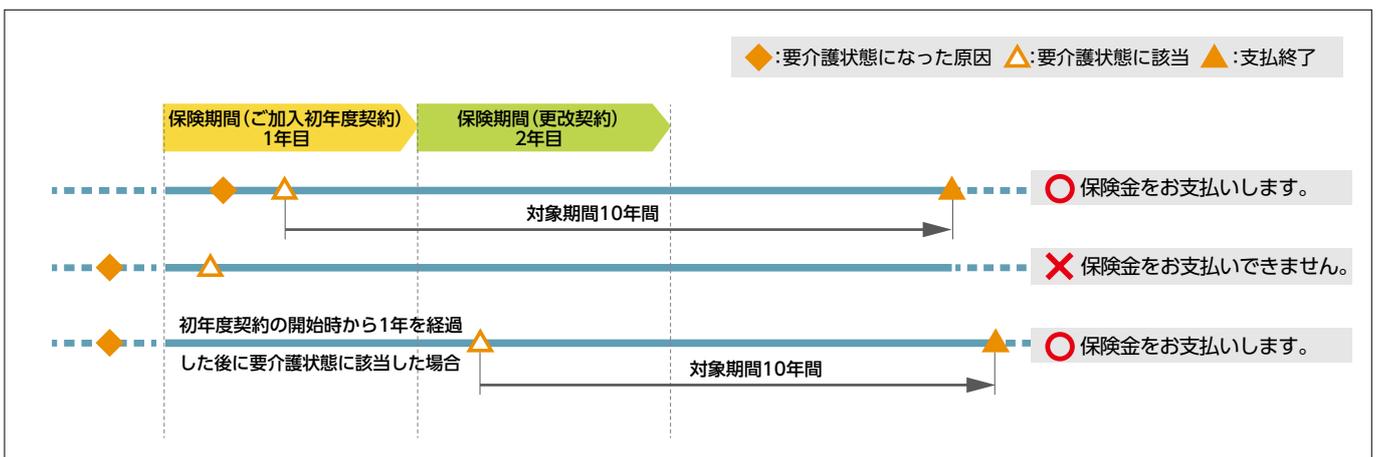
本保険は、介護を受ける親御さま(対象者)の年齢により保険料が変わります。また、満40歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。

- (注1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (注2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢)となります。
- (注3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

1年更新のため
更新時の年齢区分に応じて
保険料が変わります。



保険期間と支払責任について



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

「団体傷害総合保険」「弁護のちから」のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。														
保険契約者	大同生命保険株式会社														
保険期間	2020年1月1日午後4時から2021年1月1日午後4時までの1年間となります。														
申込締切日	2019年12月20日(金)														
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。														
加入対象者	大同生命保険株式会社・関連会社の役員職員の方														
被保険者	大同生命、関連会社の役員・職員の方またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。 【個人型】加入した方のみが保険の対象となります。 【夫婦型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【家族型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【家族型(配偶者対象外)】本人(加入者)が加入すれば、本人やその他親族(本人の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄および同居または別居の別はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。														
お支払方法	2020年3月分給与から毎月控除となります。(12回払)														
お手続き方法	次のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の大同マネジメントサービス東京損保事業課までご送付ください。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご加入対象者</th> <th>お手続き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">皆既 さ ま の 入 者 の</td> <td>前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「変更届出書」をご提出いただきます。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「脱退届出書」をご提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table>	ご加入対象者		お手続き方法	新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。	皆既 さ ま の 入 者 の	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「変更届出書」をご提出いただきます。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「脱退届出書」をご提出いただけます。
	ご加入対象者		お手続き方法												
	新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。												
皆既 さ ま の 入 者 の	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。													
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「変更届出書」をご提出いただきます。													
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「脱退届出書」をご提出いただけます。													
※「前年と条件を変更して継続加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。修正方法等は大同マネジメントサービス東京損保事業課までお問い合わせください。 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。															
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2021年1月1日午後4時までとなります。 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。														
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の大同マネジメントサービス東京損保事業課までご連絡ください。														
団体割引	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。														
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。														

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過渡が直接的で時間的間隔の短いことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予兆のない出来事を含みます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\%~100\%)}$	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(180日限度)}$	⑨頭(九)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1000日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の7日間(※)に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金または通院保険金いずれもお支払いの対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算した7日間を限度としてお支払いします。 (※)お支払いの対象となった期間が7日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。	

ケガ(国内外補償)

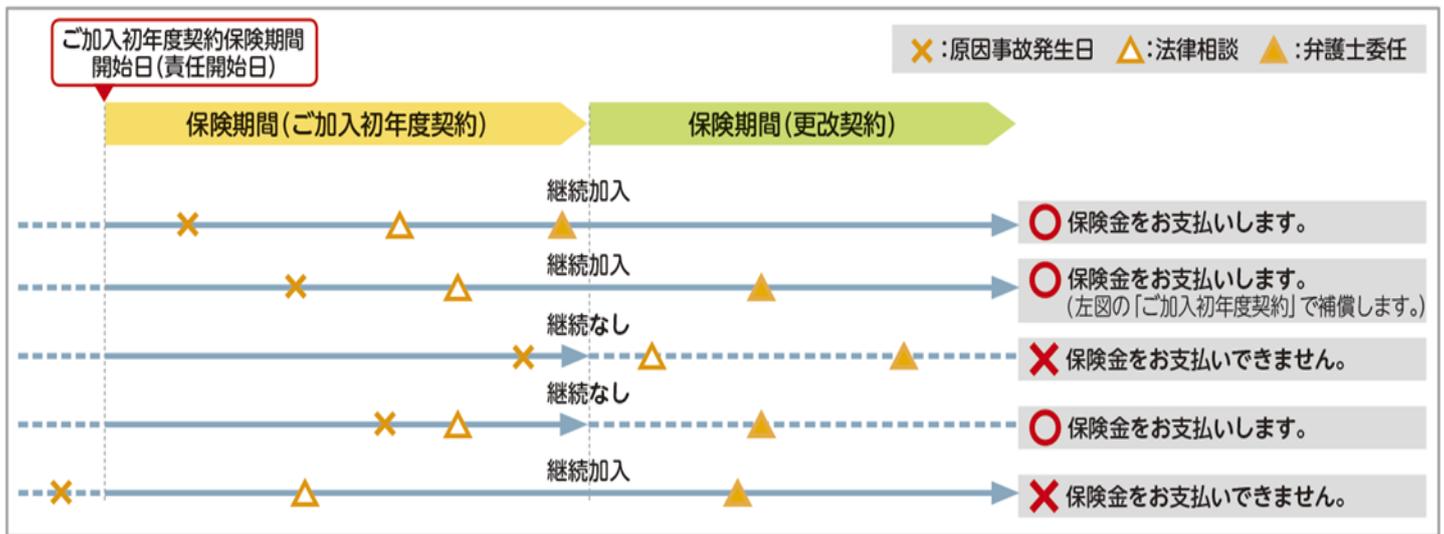
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故(国内外補償) 被害事故補償(注)	<p>被保険者が、被害事故(※1)により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※2)が生じた場合、所定の計算(※3)により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など(※1)「被害事故」とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。(※2)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式サイト掲載の約款集をご覧ください。(※3)2020年4月1日の民法改正により、損害額の算定に使用するライプニッツ係数等が変更となる場合は、事故発生日を基準として適用する予定です。詳しくは損保ジャパン日本興亜ウェブサイトをご確認ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など</p>
個人賠償責任(国内外補償) 個人賠償責任(注)	<p>住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自動車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前にご損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいし、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎり)。ただし、本人に関する事故にかぎり。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎり)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎり。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りこに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 など(※) 次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p>
携行品損害(国内外補償) 携行品損害(注)	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)、外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。(注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならしめこれらの付属品</p> <p>など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

用語	用語の定義
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。</p> <p>(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p> <p>(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。</p> <p>(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。</p>

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入申込書等に記入された内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただくことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新しく職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カスその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <他の身体障害または疾病の影響>すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、ご契約を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時ご始まります。
- (注)中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前日、原因事故が発生していただく場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償金を認めたり、賠償金をお支払いしなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、 紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和議調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など

④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本フレットの補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さま安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険金がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項正しくご記入いただいていること等をお客さま自身にご確認いただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたり不明な点がございましたら、フレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類、セオされる特約) 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約満了当金のこと

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりするために必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

フレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認してください。

【補償内容についての注意喚起をご確認ください】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の要否をご判断ください。

職種級別にご加入いただくご契約において、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりするために必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問はず)、採掘・採石作業、自動車運転者(バイク・乗用車、貨物自動車運転者等を含む)すべての自動車運転者、農林業作業

(注1)オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

(注2)フットボール、フリスビー、カヌー、ローラーゲーム選手(スケーターを含みます)の方等についてはお取り扱いできません。

【家族型・家族型(配偶者対象外)・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

被保険者の範囲についてご確認ください。

③ お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」をお客さまにとって不利となる情報や、「告知義務違反のリスク」が記載されていますので必ずご確認ください。

【親子のちから】加入者(被保険者)向けサービス

ご加入者限定WEBサービス

SOMPO笑顔倶楽部

「SOMPO笑顔倶楽部」は、**介護に関する情報不足による不安や悩み**を支援するWEBサービスです。

■MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

■保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、**保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。**

■保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、**サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。**

SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。(※)
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。(※)

(※)パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて24時間・365日気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。介護はもとより育児や法律、税金など幅広くご相談いただけます。

- 健康・医療相談サービス ○医療機関情報提供サービス ○専門医相談サービス(予約制)
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス ○介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- メンタルヘルス相談サービス ○メンタルITサポートサービス(WEBストレスチェック)

離れていても安心!

お元気コール

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者(親御さま)に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者(被保険者等、本サービスに登録された方)にメールで状況報告をするサービスです。

離れて暮らす対象者(親御さま)がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

- 担当オペレーターが定期的にお電話しますので、親近感、安心感をもっていただけます。
- 単にお元気かどうかの確認をするのではなく、状況に応じたきめ細やかなヒアリングを行った上で適切な対応を行います。
- 確認できたご様子を定型メールで、サービス利用者さま等にお知らせします。



(注1)「SOMPO笑顔倶楽部」「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。「SOMPO健康・生活サポートサービス」は、加入者さま、被保険者さま、および対象者さまがご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注2)「SOMPO笑顔倶楽部」は、お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。「SOMPO健康・生活サポートサービス」のご利用は、日本国内からにかぎります。

(注3)「SOMPO笑顔倶楽部」「SOMPO健康・生活サポートサービス」は、損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

「お元気コール」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・マーケティング アクトが提供します。

(注4)「SOMPO笑顔倶楽部」のサービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパン日本興亜が紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

「SOMPO健康・生活サポートサービス」のサービスは、無料にてご提供しますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

(注5)サービスは、2019年9月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。

(注6)サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。

*「SOMPO笑顔倶楽部」のご利用方法や、「SOMPO健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(対象者の子)、対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

「親子のちから」のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 大同生命保険株式会社
- 保険期間 : 2020年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2019年12月20日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 大同生命保険株式会社、関連会社の社員
- 被保険者 : 大同生命保険株式会社、関連会社の社員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
- 対象者 : 被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。
(新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
- お支払方法 : 2020年3月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の大同マネジメントサービス東京損保事業課までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2021年1月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の大同マネジメントサービス東京損保事業課までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用 保険金	<p>対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態^(※1)に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間^(※2)中に利用した^(※3)次の①から⑥までのサービス等の費用^(※4)を合算し、保険金額を上限に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパン日本興亜と提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパン日本興亜に求めた場合、損保ジャパン日本興亜は保険金をその事業者にお支払いすることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">①介護サービス利用費用</td> <td>対象者が介護サービス^(※5)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②家事代行サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が家事代行サービス^(※6)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③安否確認サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス^(※7)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④配食サービス利用費用</td> <td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス^(※8)を利用した費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤住宅改修費用</td> <td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥有料老人ホーム等入居費用</td> <td>対象者が有料老人ホーム等^(※9)の入居に関する費用^(※10)をいいます。</td> </tr> </table> <p>(※1)要介護状態 用語のご説明 「要介護状態」をご確認ください。</p> <p>(※2)対象期間 用語のご説明 「対象期間」をご確認ください。</p> <p>(※3)利用した 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(※4)サービス等の費用 保険金をお支払いした後、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。</p> <p>(※5)介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。</p> <p>(※6)家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話を行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※7)安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※8)配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。</p> <p>(※9)有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ① 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ② 老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅</p> <p>(※10)入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時まで支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。</p>	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合</p> <p align="right">など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス ^(※5) を利用した費用をいいます。												
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス ^(※6) を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス ^(※7) を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス ^(※8) を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等 ^(※9) の入居に関する費用 ^(※10) をいいます。													
諸費用 保険金	<p>親介護費用保険金が支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合(10%)乗算した額を諸費用保険金の限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> $\text{諸費用保険金} = \text{親介護費用保険金} \times \text{支払割合}(10\%)$ </div>													

(注1)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。
①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

(注2)補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ① 対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ② 対象者が死亡した場合 ③ 被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ① 要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態。かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態 ② 要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日 ^(※) をいいます。 (※)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)が認識している対象者の疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
* 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(保険金受取人)または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、翌月1日に保険責任が始まります。
* 中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または当会社と提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●病气やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 ○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 対象期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 対象者および被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 株式会社大同マネジメントサービス 東京損保事業課
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1 TEL 03-3667-8361 : FAX 03-3667-8372
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 金融法人第二部営業第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-3667 : FAX 03-6860-2713
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間:24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。